（訳文）

二千九年十二月二十三日に安全保障理事会がその第六千二百五十四回会合において採択した決議第千九百七号（二千九年）

安全保障理事会は、

ソマリア情勢及びジブチとエリトリアの間の国境紛争に関する従前の決議及び議長声明、特に決議第七百五十一号（千九百九十二年）、決議第千八百四十四号（二千八年）及び決議第千八百六十二号（二千九年）、並びに二千九年五月十八日（Ｓ／ＰＲＳＴ／二〇〇九／一五）、二千九年七月九日（Ｓ／ＰＲＳＴ／二〇〇九／一九）及び二千八年六月十二日（Ｓ／ＰＲＳＴ／二〇〇八／二〇）の議長声明を想起し、

ソマリア、ジブチ及びエリトリアのそれぞれの主権、領土保全、政治的独立及び統一の尊重を再確認し、

ジブチとエリトリアの間の国境紛争を解決することの重要性を表明し、

ジブチ合意及び和平プロセスが、ソマリアにおける紛争の解決のための基礎であることを再確認し、更に、ソマリア暫定連邦政府（ＴＦＧ）への支持を再確認し、

同理事会に対し、ソマリアを不安定化させる活動に関与し、平和及び和解の努力並びに地域の安定を損なう武装集団に支援を提供する地域の内外の外国関係者、特にエリトリアに対して制裁を課すよう要請する、リビアのシルテにおける第十三回アフリカ連合（ＡＵ）総会の決定（Ｓ／二〇〇九／三八八）に留意し、

エリトリアによる、特にジブチとエリトリアの間の国境紛争に関する決議第千八百六十二号（二千九年）の実施に関してまったく進展がないことに重大な懸念を表明する、リビアのシルテにおける第十三回ＡＵ総会の決定（Ｓ／二〇〇九／三八八）に更に留意し、

決議第千八百五十三号（二千八年）に基づき再設置された監視団により、その二千八年十二月の報告書（Ｓ／二〇〇八／七六九）に概略が示された、エリトリアが、ソマリアの平和及び和解並びに地域の安定を損なうことに関与する武装集団に対して政治的、資金的及び後方支援を提供しているとの所見について、重大な懸念を表明し、

ＴＦＧの職員及び機関、一般市民、人道支援要員並びにアフリカ連合ソマリア・ミッション（ＡＭＩＳＯＭ）の要員に対するすべての武力攻撃を非難し、

二千九年五月十九日付けエリトリア国連常駐代表発安全保障理事会議長あて書簡（Ｓ／二〇〇九／二五六）に記されているとおり、エリトリアによるジブチ合意の拒否について、重大な懸念を表明し、

同理事会が、ソマリアの平和、安全及び安定を脅かす行為に関与し若しくは支援を提供し、武器禁輸に違反して行動し、又は、ソマリアへの人道的援助の流入を妨害しているとして指定される個人又は団体に対する措置を課すことを決定した決議第千八百四十四号（二千八年）を想起し、

ソマリアの安定に対するＡＭＩＳＯＭの貢献に謝意を表明し、ブルンジ及びウガンダ政府によるＡＭＩＳＯＭに対する継続的な約束への謝意を更に表明し、

ジブチ和平プロセスを防止又は妨げる者に対する措置をとる意図を改めて表明し、

エリトリアが、安全保障理事会より決議第千八百六十二号（二千九年）及び二千八年六月十二日の議長声明（Ｓ／ＰＲＳＴ／二〇〇八／二〇）において要請されているとおり、従前の状態まで部隊を撤退させていないことについて、深い懸念を表明し、

エリトリアがこれまで、ジブチと対話を行うこと、小地域若しくは地域機関による、二国間の接触、仲介若しくは促進する努力を受入れること、又は、事務総長の努力に前向きに反応を示すことを拒否していることについて深刻な懸念を改めて表明し、

二千九年三月三十日付け事務総長の書簡（Ｓ／二〇〇九／一六三）及びその後のジブチ・エリトリア紛争に関する事務局の説明に留意し、

ジブチが、従前の状態まで部隊を撤退させ、国際連合の事実調査団及び事務総長のあっせんを含めすべての関係者に十分に協力していることに留意し、

ソマリアの平和及び和解を損なうエリトリアの行動並びにジブチとエリトリアの間の紛争が国際の平和及び安全に対する脅威を構成していることを認定し、

国際連合憲章第七章の下で行動して、

1　エリトリアを含むすべての加盟国が、ソマリアに関する決議第七百三十三号（千九百九十二年）の5により課され、決議第千三百五十六号（二千一年）、第千四百二十五号（二千二年）、第千七百二十五号（二千六年）、第千七百四十四号（二千七年）及び第千七百七十二号（二千七年）により詳述及び修正された武器禁輸の規定並びに決議第千八百四十四号（二千八年）の規定を完全に遵守しなければならないことを改めて表明する。

2　エリトリアを含むすべての加盟国に対し、ジブチ和平プロセスを支持し、ソマリアにおけるＴＦＧによる和解の努力を支援するよう要請し、エリトリアに対し、ＴＦＧを直接的又は間接的に不安定化又は転覆させようとするあらゆる努力を停止するよう要求する。

3　エリトリアに対し、直ちに決議第千八百六十二号（二千九年）に従い、かつ次のことを行うよう改めて要求する。

(i)　その部隊及びすべての装備を従前の状態まで撤退させ、二千八年六月にラス・ドゥメイラ及びドゥメイラ島で紛争が発生した地域において、部隊の駐留又は活動が行われないよう確保すること。

(ii)　ラス・ドゥメイラ及びドゥメイラ島におけるジブチとの国境紛争を認め、緊張を和らげるための対話を積極的に行い、また、国境問題の相互に受け入れることのできる解決をもたらす外交努力を行うこと。

(iii)　国際連合加盟国としてその国際的な義務を遵守し、憲章第二条第三項、第四項及び第五項並びに第三十三条に言及されている原則を尊重し、特に決議第千八百六十二号（二千九年）の3に言及されている事務総長のあっせんの提案を通じ、事務総長と十分に協力すること。

4　エリトリアに対し、関係者がジブチの捕虜の存在及び状態を確認することができるよう、二千八年六月十日から十二日の衝突以来、戦闘中に行方不明となったジブチの兵士に関係する情報を提供することを要求する。

5　すべての加盟国は、エリトリアに対する自国民による若しくは自国の領域からの又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、すべての種類の武器及び関連物資（武器及び弾薬、軍用の車輌及び装備、準軍用装備並びにこれらの予備部品を含む。）並びに軍事的活動又はこれらの品目の提供、製造、維持若しくは使用に関連する技術援助、訓練、資金及びその他の援助（自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の販売又は供給を防止するために必要な措置を直ちにとることを決定する。

6　エリトリアが、自国の領域からの又は自国民による若しくは自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、いかなる武器又は関連物資の直接又は間接の供給、販売又は移転も行わないこと、及び、すべての加盟国が、自国民による又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、エリトリアからの上記5に定める品目、訓練及び支援（エリトリアの領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の調達を禁止することを決定する。

7　すべての加盟国に対し、当該貨物がこの決議の5及び6により、又は、決議第七百三十三号（千九百九十二年）の5に従って定められ、その後の決議により詳述及び修正されたソマリアに対する全面的かつ完全な武器禁輸により、供給、移転又は輸出が禁止されている品目を含むと信じる合理的根拠があることを示す情報を当該国が有する場合には、これらの規定の厳格な履行を確保する目的で、自国の法的権限及び国内法令に従い、かつ国際法に適合する範囲内で、海港及び空港を含む自国の領域内で、ソマリア及びエリトリア向け並びにソマリア及びエリトリアからのすべての貨物を検査することを要請する。

8　すべての加盟国が、上記5及び6の規定により禁止される品目を発見した場合、この決議の5及び6の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を押収及び処分すること（破壊し又は使用し得ない状態とすることによる。）を認め、また、すべての加盟国がこれを行うことを決定し、さらに、すべての国がそのような努力に協力することを決定する。

9　いかなる加盟国も、この決議5及び6の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を発見したときは、その品目を押収及び処分するためにとった措置を含め、関連する詳細が含まれた報告を委員会に対してすみやかに提出することを要求する。

10　すべての加盟国は、下記15の基準に従って、決議第七百五十一号（千九百九十二年）に従い設立され、決議第千八百四十四号（二千八年）により拡大された委員会（以下、「委員会」という。）により指定される個人が自国の領域に入国し又は領域を通過することを防止するために必要な措置をとることを決定する。ただし、この規定のいかなるものも、ある国に対して自国民が自国の領域内に入ることを拒否することを義務づけるものではない。